

指定管理者制度による駐輪場管理の実態に関する考察

－自治体アンケート調査の実施と結果の分析－

太田 秀也

目次

1. 調査研究の背景及び目的
2. 総務省調査の分析
3. 自治体アンケート調査
 - 3.1 アンケート調査の内容
 - 3.2 アンケート調査結果
 - 3.2.1 駐輪場管理への指定管理者制度の導入状況・内容等
 - 3.2.2 駐輪場整備・運営への指定管理者制度以外の民間事業者等の活用
 - 3.2.3 現指定管理者の指定の状況、管理の内容
 - 3.2.4 現指定管理者への自治体の評価
4. まとめ
 - 4.1 駐輪場管理における指定管理者制度の導入状況及びその評価
 - 4.2 指定管理者の選定方法の差異による駐輪場管理の実態
 - 4.3 駐輪場の管理運営において検討すべき内容

1. 調査研究の背景及び目的

1.1 調査研究の背景

駐輪場（自転車駐車場）の整備・管理は、放置自転車対策として、放置自転車の取締りと両輪で講じられ、駅周辺における放置自転車は減少している^{注1)}。しかしながら、依然として自転車の放置は無くならず、また、駐輪場の利用率が低下傾向にあり^{注2)}、施設の老朽化が進んでいる^{注3)}など、駐輪場の適切な整備・管理が求められているところである。

このため、駐輪場の管理に指定管理者制度（公の施設の管理に民間事業者等が有するノウハウを活用し、サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として、2003年の地方自治法改正により創設された制度）を導入する自治体があるが、その管理の実態、効果は必ずしも明らかになっていない。よって、駐輪場管理の一層の充実を図るためには、現在の指定管理者制度による駐輪場管理の実態や効果、更に、その課題を踏まえた上で、制度の効果的な運営のあり方を検討する

必要があると考えられる。

1.2 既往調査研究の内容

指定管理者制度による公の施設の管理に関しては、駐輪場を含め、総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」（以下「総務省調査」という）において、個別の導入施設・指定管理者ごとに導入状況等（指定管理者種別、指定期間、選定基準、業務内容、評価実施状況、協定内容など）のデータが公表されている。しかしながら、駐輪場管理に関する具体的な内容、例えば、指定管理者制度の対象としている駐輪場の収容台数、駐輪場運営の収支状況、指定管理者による駐輪場の整備・管理の内容（設備機器の設置、短時間駐輪無料の設定等）、自治体における指定管理者に関する具体的評価等のデータはない。

駐輪場管理に関する先行研究としては、主に、駐輪場の利用実態、利用の適正化方策について把握・分析するものが見られ、また、指定管理者制度に関する先行研究としては、指定管理者制度の導入効果に関する計量分析に加え、図書館、美術館、公園など個別の施設の事例を中心とした調査研究が多数ある。ただし、指定管理者制度による駐輪場管理に関する研究は、一部、太田（2018）である程度で、より具体の指定管理者の属性に着目した研究は、乏しいのが実情である。

1.3 本調査研究の目的

以上の点を踏まえ、本調査研究では、先行研究も参考にしつつ、まず、①総務省調査の分析により、指定管理者制度による駐輪場管理の全体像を把握するとともに、②駐輪場管理に指定管理者制度を導入している自治体へのアンケート調査により、指定管理者による駐輪場の整備・管理の内容、収支状況、導入効果（サービス向上、自治体費節減等）への評価等を把握し、その上で、指定管理者制度による駐輪場管理の実態について、自治体区分別の状況の差異も含めて把握し、駐輪場の管理運営において検討すべき方向を明らかにする。

* 麗澤大学経済学部 教授 Reitaku University, Faculty of Economics and Business Administration

2. 総務省調査の分析

総務省調査から、駐輪場に関するデータを抽出し、駐輪場に指定管理者制度を導入している自治体及び駐輪場の状況を整理すると、表2-1のとおりである。

駐輪場管理に指定管理者制度を導入している自治体は221自治体あり、対象駐輪場箇所数は2,124箇所、指定されている指定管理者数は全体で310者ある。

自治体区分別に指定管理者数、指定管理者が管理する駐輪場箇所数をみると、政令市では、一自治体あたり平均の指定管理者数が多くなっており、また、政令市、特別区では、指定管理者1者が管理する駐輪場の箇所数が多くなっている。

表2-1 駐輪場における指定管理者制度の導入状況

自治体	導入自治体 (A)	箇所数 (B)	指定管理者数 (C)	自治体あたり指定管理者数平均 (C/A)	指定管理者あたり箇所数平均 (B/C)
計	221	2,124	310	1.4	6.9
政令市	16	606	49	3.1	12.4
特別区	10	325	17	1.7	19.1
その他市	181	1,171	228	1.3	5.1
町	14	22	16	1.1	1.4

(備考1) 原付・バイク駐輪場、レンタルサイクルポートの箇所数を含む。

(備考2) 箇所数は、総務省調査では、一自治体内の複数箇所の駐輪場(一自治体の中のブロック内の複数箇所の駐輪場を含む)を1施設として計上している場合があり、本集計では、総務省調査によって集計している。

また、指定管理者数は、(同じ指定管理者が複数の自治体の指定管理者となっている場合があるが)自治体ごとに指定管理者として指定されている者の数を単純に足し合わせている。

(備考3) 調査時点(平成30年4月1日現在)のものであり、その後の指定管理者の新たな指定等により、現時点では変更がある。

3. 自治体アンケート調査

3.1 アンケート調査の内容

本調査研究においては、指定管理者制度による駐輪場管理の状況について把握するため、自治体に対して以下のようなアンケート調査を実施し、分析を行った。

ア) 調査対象

総務省調査による駐輪場管理に指定管理者制度を導入している221市区町

イ) 調査方法

アンケート調査は、2020年1月末に、郵送により調査票を配布し、2020年2月20日回答(締切)で、各自治体等の最新データによる回答を記名方式で依頼し、メール又は返信用封筒にて返信する方法で実施した。

ウ) 調査事項

以下の事項について質問した。詳細は、下記3.2の分析において示す。

- ・駐輪場管理への指定管理者制度の導入状況・内容
- ・駐輪場整備・運営への指定管理者制度以外の民間事業者等の活用
- ・現指定管理者の指定の状況、管理の内容、評価

エ) 回収結果

116自治体より回答を得た(回収率52.5%)。ただし、うち8自治体(いずれも「その他市」)では、導入していた指定管理者制度の運用をやめた(6自治体)、(他の施設の指定管理者が付随的に管理を行う等)駐輪場としては指定管理者制度を運営していない(2自治体)、という回答であった。

指定管理者制度の運用をやめた理由としては、対象としていた駐輪場を無料とした、利用が少なく管理人を常駐させても採算が合わなかった、指定していた指定管理者(50箇所程度を管理するシルバー人材センター)では多様化する駐輪ニーズに対応が困難であったため業務委託に移行した、指定管理者の業務継続が困難になった、公益財団法人自転車駐車場整備センターのリニューアル事業を活用するために指定管理者制度をやめた、といった理由が挙げられた。

よって、以下では、指定管理者制度を導入運営している108自治体について分析を行う。

表3-1 自治体属性ごとの回答数及び分析対象自治体数

自治体	回答数	回収率	うち、指定管理者制度を運営していない自治体	指定管理者制度運営自治体
計(221)	116	52.5%	—	108
政令市(16)	11	68.8%	—	11
特別区(10)	6	60.0%	—	6
その他市(181)	92	50.1%	8	84
町(14)	7	50.0%	—	7

3.2 アンケート調査結果

3.2.1 駐輪場管理への指定管理者制度の導入状況・内容等

(1) 駐輪場管理への指定管理者制度の導入状況

i) 対象とする駐輪場

表3-2のとおり、全ての公営駐輪場を対象に導入している自治体と、一部の公営駐輪場を対象に導入し

ている自治体が、全体では、それぞれ、2分の1程度である。自治体区分別にみると、特別区、町では、全ての公営駐輪場を対象に導入している自治体の割合が高く、政令市では、一部の公営駐輪場を対象に導入している自治体の割合が高い。

指定管理者制度の対象としていない駐輪場は、無料駐輪場であることとする自治体が約6割であったが、その他に、立地（郊外等）により判断している、臨時的駐輪場である等の理由があった。

指定管理者が管理する駐輪場の平均箇所数・収容台数をみると（表3-3）、それぞれ、政令市、特別区で多く、その他市、町では少なくなっている（なお、自治体あたり指定管理者数平均、指定管理者が管理する駐輪場の箇所数平均は、表2-1と異なっている点があるが、自治体の回答の有無による影響と考えられる）。

表3-2 駐輪場管理への指定管理者制度の導入状況

自治体	全ての公営駐輪場を対象に導入している	一部の公営駐輪場を対象に導入している
全体 (n108)	56 (51.9%)	52 (48.1%)
政令市 (n11)	3 (27.3%)	8 (72.7%)
特別区 (n6)	4 (66.7%)	2 (33.3%)
その他市 (n84)	44 (52.4%)	40 (47.6%)
町 (n7)	5 (71.4%)	2 (28.6%)

表3-3 指定管理者制度の対象駐輪場の箇所数・収容台数

自治体	指定管理者数	箇所数	収容台数	自治体あたり指定管理者数平均	指定管理者あたり箇所数平均	指定管理者あたり収容台数平均
全体 (n108)	151	1,489	846,984	1.4	9.9	5,609
政令市 (n11)	30	592	306,333	2.7	19.7	10,211
特別区 (n6)	13	230	107,092	2.2	17.7	8,238
その他市 (n84)	101	655	427,042	1.2	6.5	4,228
町 (n7)	7	12	6,517	1.0	1.7	931

(備考1) 指定管理者数は、自治体区内において、地域を異にして同じ指定管理者を指定している場合など、同一の指定管理者が指定されている場合も、それぞれカウントしている。更に、同じ指定管理者が、複数の自治体において指定されている場合も、それぞれカウントしている。

(備考2) 自治体の回答を集計したものであり、箇所数の計上の仕方は、総務省調査の計上の仕方（表2-1の備考2参照）とは異なる場合がある。以下同じ。

(備考3) 今回調査の箇所数・収容台数には、箇所数の回答のなかった5管理者、収容台数の回答のなかった7管理者の数値は含まれていない（うち、3管理者は政令市における管理者）。

ii) 指定管理者制度の導入年度

今回調査の回答自治体においては、特別区、町では、2010年度までには導入されており、他方、政令市、「その他市」では、最近に導入した自治体も見られる。

表3-4 駐輪場管理への指定管理者制度の導入年度

自治体	2004・2005年度	2006～2010年度	2011～2015年度	2016～2018年度
全体 (n103)	15.5%	68.9%	11.7%	3.9%
政令市 (n11)	27.3%	36.4%	27.3%	9.1%
特別区 (n6)	33.3%	66.7%	0%	0%
その他市 (n80)	12.5%	72.5%	11.3%	3.8%
町 (n6)	16.7%	83.3%	0%	0%

(2) 駐輪場管理へ指定管理者制度を導入する上で最も重視する目的・項目

最も重視する目的として、「サービス向上」、「自治体費の削減」が、全体では、それぞれ、約42%、約31%で、サービス向上とする自治体の割合が比較的に高い（その他、安定的な施設の管理運営などがあった）。自治体区分別では、サービス向上が、政令市（60%）、特別区（約83%）で高い。

(3) 駐輪場管理への指定管理者制度の導入の全般的評価

（現指定管理者に関する個別の評価（下記3.2.4(3)ではなく）駐輪場管理への指定管理者制度の導入の全般的評価は、成果を評価している自治体（①+②）が、全体として約9割あり、自治体区分でも同様に評価の割合が高くなっている。

表3-5 駐輪場管理への指定管理者制度の導入の全般的評価

自治体	①想定を上回る成果をあげている	②想定を達成している	③どちらともいえない	④想定をあまりあげていない	⑤想定をあげていない
全体 (n107)	5.6%	83.2%	9.3%	0.9%	0.9%
政令市 (n11)	0%	81.8%	18.2%	0%	0%
特別区 (n6)	33.3%	66.7%	0%	0%	0%
その他市 (n83)	4.8%	84.3%	8.4%	1.2%	1.2%
町 (n7)	0%	85.7%	14.3%	0%	0%

3.2.2 駐輪場整備・運営への指定管理者制度以外の民間事業者等の活用

駐輪場整備・運営への指定管理者制度以外の民間事業者等の活用を行っている自治体の割合は、全体では約31%であるが、政令市(約73%)では割合が高い。その内容は、民間事業者等への路上占用許可による駐輪場の設置運営(太田(2018)参照)、自転車駐車場整備センターによる駐輪場の設置運営が多かった。

「PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)」において、公共施設等の整備・運営に、民間の経営原理を導入するコンセッション方式(2011年にPFI法改正により導入)を活用することが重要であるとされているが、自治体駐輪場におけるコンセッション方式の導入について質問した回答結果は、既に導入している、あるいは、導入を決定しているという自治体はなく、検討の状況では、「特に検討していない」(約86%)、「導入する考えはない」(約9%)という回答であった。「導入するか否かについて検討している」(約4%)とする自治体においても、今後の駐輪場の設置、建替え、運営の検討に際して、コンセッション方式も検討対象の一つの選択肢として含め検討するという程度のもので、特に、コンセッション方式に焦点をあてて具体的に検討するというものではない。なお、「導入について具体的に検討している」(約1%)という1自治体についても、(コンセッション方式も含めた)官民協働施策の中で民間提案について検討したが、採用に至らなかったというものであった。

3.2.3 現指定管理者の指定の状況、管理の内容

(1) 指定管理者の指定の状況

i) 指定管理者の指定数

指定管理者制度を導入している自治体において、指定管理者の指定の状況をみると、指定管理者を一人のみ指定している自治体が約8割、複数指定している自治体が約2割あり、政令市、特別区では、複数指定している自治体が多く、政令市では、3人以上指定している自治体も多い(最大は10者)。

表3-6 自治体による指定管理者の指定数

自治体	指定管理者を 一者指定	複数の指定 管理者を指 定	指定管理者数			指定 管理 者総 数
			2者	3者	4者 以上	
全体 (n108)	86(79.6%)	22(20.4%)	13	5	4	151
政令市 (n11)	5(45.5%)	6(54.5%)	1	3	2	30
特別区 (n6)	4(66.7%)	2(33.3%)	0	1	1	13
その他市 (n84)	70(83.3%)	14(16.7%)	12	1	1	101
町(n7)	7(100%)	0(0%)	0	0	0	7

ii) 指定管理者の種別

指定された指定管理者の種別は、全体としては、株式会社が過半を占め、次いで、「社団・財団法人等」(総務省調査結果発表資料の「特例民法法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、地方三公社)が多い。自治体区別にみると、概ね同様の傾向であるが、政令市では、共同事業体等の「その他の団体」が多く、「社団・財団法人等」は少ない。

表3-7 指定管理者の種別

自治体 区分	株式 会社	社団・ 財団法 人等	公共的 団体	N P O	その他 の団体
全体 (n158)	54.4%	33.5%	1.9%	0.6%	9.5%
政令市 (n35)	48.6%	28.6%	0%	0%	22.9%
特別区 (n13)	46.2%	30.8%	0%	0%	23.1%
その他市 (n103)	58.3%	35.9%	1.0%	1.0%	3.9%
町(n7)	42.9%	28.6%	28.6%	0%	0%

(備考1) 指定管理者単位で集計したものである。

(特に注記しない限り)以下の表でも同じ。

(備考2) 指定管理者の種別が複数に該当する場合があります、指定管理者数(n)は、表3-3等と異なる。

(備考3) 地方公共団体、地縁による団体に該当するものはなかった。

iii) 指定管理者の選定方法

表3-8のとおり、公募により指定された指定管理者の割合が、全体では約4分の3あり、各自治体区別でもみても、7割以上の指定管理者は公募により選定されているが、公募により選定された指定管理者の割合は、政令市で高く、「その他市」では非公募の割合が高くなっている。

非公募の理由は、(指定管理者がシルバー人材センターである場合の)高齢者の就業確保とするものが約3分の1と多く、他に、他の施設(道路占用許可により民間事業者が設置する駐輪場等)・施策(中心市街

地活性化施策等)と一体的に指定しているとするもの、これまでの実績を評価して指定しているとするものが、それぞれ約2割ある。

公募の場合の応募倍率は、平均で、全体では3.2倍、自治区分でも、各2倍以上はあり、特別区では約4倍と高い(特別区では5倍以上が4割を占める)が、他方、1倍(現指定管理者の他に応募者無し)の場合も、全体で約13%、「その他市」で約16%ある。

現指定管理者の指定の経緯をみると、指定管理者制度導入後の指定回数が、平均で、全体では約3回ある中で、「全て現指定管理者が指定されている」(すなわち、ずっと現指定管理者が指定されている)割合が約55%あり、特別区(約82%)、町(約75%)で高くなっている。

「全て現指定管理者が指定されている」場合のうち、指定管理者制度導入直前の管理受託者と現指定管理者が同じである場合の割合は、全体で60%(政令市約78%、特別区約43%、「その他市」60%、町50%)であった。

以上、指定管理者の指定が、一定程度、固定化している状況がうかがえる。

表3-8 現指定管理者制度の選定方法

自治体区分	公募	非公募	その他
全体 (n151)	115 (76.2%)	32 (21.2%)	4 (2.6%)
政令市 (n30)	25 (83.3%)	5 (16.7%)	0 (0.0%)
特別区 (n13)	10 (76.9%)	1 (7.7%)	2 (15.4%)
その他市 (n101)	75 (74.3%)	25 (24.8%)	1 (1.0%)
町 (n7)	5 (71.4%)	1 (14.3%)	1 (14.3%)

(備考1) 指定管理者単位で集計したものである。なお、一つの自治体でも、指定管理者制度の対象とする駐輪場で、公募・非公募が異なる場合があり、自治体単位では集計できない。

(備考2) 「その他」は、原則公募だが特別な事情がある場合は非公募などの回答であった。

(2) 現指定管理者の駐輪場の管理の状況

i) 現指定管理者における利用料金制及び納付金制度の採用状況

利用料金制を採用している指定管理者は、全体で約55%あり、自治体区分別にみると、特別区(100%)、政令市(70%)で高くなっているが、「その他市」(約41%)で低くなっている。利用料金制を採用している指定管理者のうち、納付金制度を採用している割合は、全体で約66%あり、特別区(約85%)、政令市(約76%)において採用割合が高い。

ii) 利用料金制が採用されている現指定管理者の直近年度の収支状況

利用料金制が採用されている現指定管理者の直近年

度の収支状況をみると、全体では、黒字が6割超、赤字が3割超の状況で、自治体区分別にみると、特別区における指定管理者の約9割が黒字で収支の状況がよくなっている。

なお、選定方法別でみると、公募・非公募で、大きな差異はみられない。

表3-9 利用料金制を採用している現指定管理者の直近年度の収支状況

自治体区分	黒字	赤字	ゼロ
全体 (n63)	39 (61.9%)	21 (33.3%)	3 (4.8%)
政令市 (n20)	12 (60.0%)	8 (40.0%)	0 (0%)
特別区 (n11)	10 (90.9%)	1 (9.1%)	0 (0%)
その他市 (n30)	16 (53.3%)	12 (40.0%)	2 (6.7%)
町 (n2)	1 (50.0%)	0 (0%)	1 (50.0%)

iii) 現指定管理者の直近年度の納付金の納付の状況

納付金制度が採用されている現指定管理者が直近年度において実際に納付金を納付した割合をみると、政令市、特別区では、100%の指定管理者が納付しているが、「その他市」、町では、納付のない事業者もある。

iv) 指定管理料及び報奨金制度の状況

指定管理者に支払われる指定管理料の額は、(利用料金制と指定管理料支払が併用されている特別区の1指定管理者は別にして)平均で、全体では約6200万円、自治体区分別では、政令市(約1億1400万円)を筆頭に、「その他市」(約5200万円)、町(約1500万円)の順に低くなっている。5億円を超える事業者もあるが、各自治体区分で、1000万円に満たない事業者もある。

利用料金制が採用されておらず、指定管理料支払のある指定管理者において、報奨金制度(使用料収入額が一定額以上になった場合に自治体が指定管理者に報奨金を支払う等の制度)が採用されているのは、全体で10%にとどまる。

v) 現指定管理者の管理業務の内容

現指定管理者の管理する管理対象駐輪場の管理業務の内容をみると、施設の維持管理・設備操作、施設の子約・受付業務は、概ね実施されているが、他方、施設の事業企画業務を実施している指定管理者の割合は約4分の1と低くなっている。裁量性のある自主事業は、全体で5割程度実施され、特別区で実施割合が高いが、町では低い。

自主事業の内容としては、自動販売機の設置が一番多く、次いで、レンタサイクル(シェアサイクル含む)、

雨具等の販売、パンク修理・点検等サービスが多かった。他に、空気入れの設置、満空案内、交通安全教室開催、廃棄自転車引き取り、AED設置、宅配便受け取りボックス設置、ベビーカー貸出し、冬季間自転車預かり、雨の日のサドル拭きなど、様々な事業が行われている。

表3-10 現指定管理者の管理業務の内容

自治体区分	① 施設の維持管理・設備操作	② 施設の予約・受付業務	③ 施設の事業企画業務	④ 裁量性のある自主事業
全体 (n151)	99.3%	90.1%	25.8%	53.6%
政令市 (n30)	100.0%	96.7%	10.0%	53.3%
特別区 (n13)	100.0%	100.0%	69.2%	76.9%
その他市 (n101)	99.0%	87.1%	23.8%	53.5%
町 (n7)	100.0%	85.7%	42.9%	14.3%

vi) 現指定管理者の負担による設備機器の設置の状況

指定管理者の負担により設備機器が設置されている割合は、全体として約45%あり、特別区(約85%)、政令市(約57%)で多いが、「その他市」(38%)、町(約29%)では少ない。

設置されている設備機器としては、券売機・精算機等(定期販売機更新機等含む)が一番多く、次いで、ラック(電磁ロック式ラック含む)が多い。他に、カメラ(防犯カメラ等)、ゲートなどがある。

vii) 現指定管理者による駐輪場の建替・改修工事の実施の状況

指定管理者により駐輪場の建替・改修工事(上記viの設備機器の設置を除く)が実施されている割合は、特別区では25%あるが、政令市、町ではなく、全体として約7%と少ない。また、その内容で(追加聴取により)確認できたものは、建替工事は1指定管理者で行われただけで、ラック修繕など改修工事が多い。

viii) 現指定管理者の負担による短時間駐輪無料の設定の状況

指定管理者の負担により短時間駐輪無料の設定がされている割合は、全体で約20%であり、特別区(約46%)、政令市(40%)で設定の割合が高いが、「その他市」(約11%)では低く、町ではない状況となっている。

ix) 現指定管理者への包括的業務委託の状況

現指定管理者への包括的業務委託が行われている状

況をみると、全体では約29%あるが、政令市(約3%)では低くなっている。

包括的業務委託の対象業務としては、約3分の2は放置自転車対応業務(撤去・保管・返還等)であり、他に、パトロール、駐輪場の整理・清掃などがあった。

(3) 指定管理者制度導入の効果

i) 利用率

現指定管理者の管理する管理対象駐輪場の直近年度の利用率(表3-11)は、全体の平均では、定期利用約75%、一時利用約69%、全体で約74%となっており、自治体区分別にみると、「その他市」、さらに、町では、相対的に利用率が低い。

利用率について、指定管理者制度導入前との比較でみると(表3-12)、全体では、「ほぼ変わらない」が多いが、「低下した」に比べ「上昇した」が多く、特に、政令市・特別区では、その割合が高い。他方、「その他市」、町では、「低下した」とする割合が多い。

表3-11 直近年度の利用率

自治体区分	定期利用	一時利用	全体
全体	74.6% (n72)	68.8% (n72)	74.4% (n88)
政令市	87.9% (n12)	79.3% (n12)	81.5% (n15)
特別区	86.1% (n9)	103.6% (n7)	89.4% (n8)
その他市	75.4% (n46)	69.7% (n49)	74.8% (n60)
町	64.7% (n5)	54.1% (n4)	67.0% (n5)

(備考) 実収容台数が収容能力を超える駐輪場があるため、利用率が100%を超える場合がある

表3-12 利用率の動向(指定管理者制度導入前との比較)

自治体区分	上昇した	ほぼ変わらない	低下した
全体 (n87)	31.0%	44.8%	24.1%
政令市 (n11)	72.7%	9.1%	18.2%
特別区 (n5)	80.0%	20.0%	0%
その他市 (n69)	21.7%	52.2%	26.1%
町 (n2)	0%	50.0%	50.0%

ii) 利用料金の引下げ

現指定管理者の管理する管理対象駐輪場において利用料金の引下げが行われた割合は、全体として約14%で多くない。自治体区分別にみても、政令市の指定管理者の約33%で引下げが行われているほかは、あまりなく、特別区、町では引下げの実績はみられない。

iii) 利用者アンケートの実施状況

現指定管理者による利用者アンケートの実施状況をみると、全体では約79%の指定管理者において実施

されている。アンケートの結果では、満足の回答（大変満足＋満足など）の割合が、全体で約76%となっており、自治体区分別で見ても、町（約67%）において若干低いほかは、同程度の満足度となっている。

3.2.4 現指定管理者への自治体の評価

(1) サービス向上及び自治体費の削減

現指定管理者のサービス向上に関する自治体の評価は、効果が評価されている指定管理者（①＋②）が、全体として9割程度あり、特別区では100%となっている。「その他市」、町では、効果が評価されていない指定管理者（③＋④＋⑤）も一定程度みられるが、7割以上は効果が評価されている。サービス向上の効果を評価する理由としては、利用率向上、利用者アンケートの満足度の他に、業務の適切・安定的な実施、インターネットによる申込システム導入、電子マネー精算機導入などの新たなサービス実施などをあげる自治体もあった。他方、効果を評価しない理由としては、利用率、利用者数の低下の他に、指定管理者としての積極的取組みがみられないなどがあげられた。

次に、現指定管理者の自治体費の削減に関する自治体の評価は、効果が評価されている指定管理者（①＋②）が、全体として6割程度であり、特別区では「想定を上回る効果をあげている」と評価される指定管理者の割合が約2分の1あるが、町では、「想定の効果をしてあげていない」と評価されている指定管理者もある。自治体費の削減の効果を評価する理由としては、収入が増え（支出を上回っ）たなどが、効果を評価しない理由としては、収入が減少している、人件費の上昇により指定管理料が上昇し（使用料収入を上回っ）たなどがあげられた。自治体費の削減に関する自治体の評価は、上記のサービス向上に関する評価に比べ、全般的に効果が評価される割合が低くなっている。

表3-13 自治体の評価

自治体区分		①想定を上回る効果をあげている	②想定の効果あげている	③どちらでもない	④想定効果をあまりあげていない	⑤想定効果をあげていない
サービス向上	全体 (n147)	3.4%	83.7%	9.5%	2.7%	0.7%
	政令市 (n30)	0%	96.7%	3.3%	0%	0%
	特別区 (n13)	23.1%	76.9%	0%	0%	0%
	その他市 (n97)	2.1%	81.4%	11.3%	4.1%	1.0%
	町 (n7)	0%	71.4%	28.6%	0%	0%
自治体費の削減	全体 (n144)	6.3%	55.6%	31.3%	4.2%	2.8%
	政令市 (n27)	0%	51.9%	44.4%	3.7%	0%
	特別区 (n13)	46.2%	23.1%	30.8%	0%	0%
	その他市 (n97)	3.1%	61.9%	26.8%	5.2%	3.1%
	町 (n7)	0%	42.9%	42.9%	0%	14.3%

(2) 提案事業の実施状況に関する評価

現指定管理者の事業計画で提案された事業が実施されていると評価されている指定管理者が、全体として約85%あり、概ね提案事業が実施されている状況である。

(3) 全般的評価

現指定管理者の管理対象駐輪場の管理運営全般に関する自治体の評価は、満足の評価がされている指定管理者（①＋②）が、全体として9割程度あり、特別区では「非常に満足」と評価される指定管理者の割合が約3割あるが、政令市、「その他市」、町では、満足の評価がされていない指定管理者（③＋④＋⑤）も一定程度ある。現指定管理者の管理対象駐輪場の管理運営全般に関する自治体の評価は、概ね、上記のサービス向上に関する評価に準じた評価となっている。

表3-14 駐輪場の管理運営全般に関する自治体の評価

自治体区分	①非常に満足	②満足	③どちらともいえない	④あまり満足できない	⑤不満である
全体 (n148)	6.1%	81.1%	10.8%	1.4%	0.7%
政令市 (n30)	3.3%	86.7%	10.0%	0%	0%
特別区 (n13)	30.8%	62.9%	0%	0%	0%
その他市 (n98)	4.1%	80.6%	12.2%	2.0%	1.0%
町 (n7)	0%	85.7%	14.3%	0%	0%

4. まとめ

以下、3の自治体アンケート調査から把握できた結果から、2の総務省調査の分析も交えながら、駐輪場管理における指定管理者制度の導入の実態及び評価について考察するとともに、本調査研究により得られた主な知見等をまとめておきたい。

4.1 駐輪場管理における指定管理者制度の導入状況及びその評価

(1) 駐輪場管理における指定管理者制度の導入状況

駐輪場に関する国の調査（国土交通省調査・総務省調査）及び今回の自治体アンケート調査の結果を整理すると、表4-1のとおりである。

国土交通省調査によると、駐輪場のある自治体数は796（ただし表4-1（備考）参照）、市区町村等設置の駐輪場の箇所数は8,834箇所（収容能力は3,354,654台）であることから、総務省調査の結果とあわせると、駐輪場のある自治体の約28%（221/796）の自治体において、箇所数でみて約24%（2,124/8,834）の駐輪場を対象に、指定管理者制度が導入されている（なお、総務省調査では、収容台数は調査されていない）。

（駐輪場と同じ）市区町村営施設について、指定管理者制度の導入状況を導入箇所数でみると、図書館16.2%（528/3,251）、体育館31.4%（2,061/6,557）、保育所4.5%（408/9,104）、公園6.4%（9,052/141,114）と比べ^{註4)}、駐輪場においては、指定管理者制度の対象とされる割合が比較的に高い状況となっている。

また、1箇所当たり収容台数（C/B）の平均値を、国土交通省調査及び今回アンケート調査結果で比べると、全体の駐輪場（国土交通省調査）のうちで、相対的に収容台数が多い規模の大きな駐輪場を対象に、指定管理者制度が導入されている（今回調査）ことがわかる。

表4-1 自治体属性ごとの回答数及び分析対象自治体数

調査	自治体数 (A)	指定管理者数	箇所数 (B)	収容台数 (C)	B/A	C/B
国土交通省調査	(796)	—	8,834	3,354,654	(11.1)	380
総務省調査	221	310	2,124	—	9.6	—
今回調査	108	151	1,489	846,984	13.8	569

（備考）国土交通省調査の箇所数・収容台数は、市区町村等が設置主体の（原付等を含む）駐輪場の数値である（ただし、自治体数は駐輪場のある市区町村数で、公営の駐輪場を運営していない自治体数を含む可能性があり、本表では括弧で表記している）。なお、国土交通省調査では、自治体区分別の内訳は公表されていない。

(2) 駐輪場管理における指定管理者制度の評価

サービス向上に関しては、利用料金については、引下げが行われた実績は多くないが、政令市・特別区において、利用率向上の効果がみられ、また、利用料金・利用率に限らないサービス全般に関して、利用者、自治体において評価がされていることから、駐輪場管理への指定管理者制度導入により、サービス向上の一定の成果がみられると評価できる。

自治体費の縮減効果については、自治体の評価において、政令市をはじめ一定の評価がされているところであるが、支出が収入を上回り、赤字となっている指定管理者もみられる。また、サービス向上に関する評価に比べ、一般的に効果が評価される割合が低くなっている。

駐輪場管理への指定管理者制度の導入の全般的評価、現指定管理者への全般的評価でみて、制度自体及び現指定管理者について成果を評価している自治体が全体として約9割を占めている。

また、最近においても、駐輪場管理への指定管理者制度を導入する自治体が見られる。

このことから、駐輪場管理において指定管理者制度が依然として必要とされ、また、基本的には、有効に機能していると評価できる。

ただし、指定管理者制度の導入をやめた自治体もみられ、その中には、指定していた指定管理者では多様化する駐輪ニーズに対応が困難であったという理由で、業務委託に移行した自治体もみられ、指定管理者の選定、運営指導等に関し、配慮すべき点と思われる。また、指定管理者の業務継続が困難になったことから、指定管理者制度自体の導入をやめた自治体もみられ、同様に、指定管理者の選定、運営指導等において注意すべき点と思われる。

加えて、駐輪場管理へ指定管理者制度を導入する目的の一つである自治体費の縮減について、競争条件の

整備などにより、より効果が発揮される取組みが望まれる。

4.2 指定管理者の選定方法の差異による駐輪場管理の実態

選定方法の差異（公募・非公募の別）に着目し、利用料金制の採用、自主事業の実施、設備機器の設置状況、短時間無料設定状況でみると、公募により指定された指定管理者の実施等の割合が高くなっており、駐輪場の利用率（全体）でも、公募により指定された指定管理者の方が高くなっている。

なお、直近年度の収支では、公募、非公募により、大きな差異はみられない。

表4-2 選別方法別にみた駐輪場管理の状況

指定管理者	利用料金制の採用割合	自主事業の実施割合	設備機器設置の割合	短時間駐輪無料設定の割合	利用率	収支(黒字割合)
計(n142)	55.9%	51.1%	44.4%	18.6%	74.4%	63.3%
公募(n107)	56.1%	58.9%	47.7%	21.0%	74.1%	62.2%
非公募(n31)	53.1%	28.1%	32.3%	9.7%	66.0%	64.3%
その他(n4)	75.0%	25.0%	50.0%	25.0%	99.0%	100%

4.3 駐輪場の管理運営において検討すべき内容

指定管理者の負担により、設備機器の設置や、短時間駐輪無料の設定がされている例が一定程度見られるが、他方、指定管理者により駐輪場の建替工事が実施された例がほとんど見られない実態が本調査研究により明らかとなった。

利用率の低下、駐輪場施設の老朽化などの駐輪場運営を取り巻く状況や、自治体における厳しい財政状況などに鑑み、建替工事ははじめ、駐輪場の大規模改修、リニューアルが必要となる状況においては、上記4.2の状況も踏まえると、公募により、より積極的に民間事業者等が有するノウハウを活用する必要がある^{注5)}。

その際、設備機器設置、短時間駐輪無料設定等の実施の割合が高く、更に、建替工事の実施の実績もある、全国等で事業展開する大手事業者^{注6)}の積極的な活用も検討すべきであると考えられる。

更に、駐輪場の管理・運営を適切に行う上では、違法駐輪対策と一体的に駐輪場管理を行うことが効果的と考えられ、包括的業務委任の積極的活用も検討すべきであると考えられる。

<謝辞>

本アンケート調査には多くの自治体から回答・協力をいただいた。ここに記して謝意を表する。

——注——

- 1) 国土交通省総合政策局総務課交通安全対策室「駅周辺における放置自転車等の実態調査の集計結果」(令和2年3月公表。調査時点令和元年10月～12月)(以下、本稿において「国土交通省調査」という)によると、全国の駅周辺による自転車の放置台数は約4.6万台であり、2年前に集計した平成29年調査の約6.2万台と比べると、約26%減少している。
- 2) 国土交通省調査によると、(原付等を除く)駐輪場の利用率(実収容台数/収容能力)は、自治体運営の駐輪場に限らない民間駐輪場業者運営の駐輪場等を含む調査対象全駐輪場のデータである(以下同じ)が、63.6%となっている。平成29年調査の63.5%とほぼ変わらないが、平成7年調査では80.2%であり、それ以降、減少基調にある。
- 3) 太田(2019)によると、供用後30年超経過の駐輪場(1986年度以前供用の駐輪場)が2割を占めるとされている。
- 4) 導入施設数は総務省調査、施設の全数は平成31年版地方財政白書による。
- 5) 国の通知(平成22年12月28日総務省自治行政局長「指定管理者制度の運用について」)においても、「指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。」とされている。
- 6) ただし、本アンケート調査においても明らかになったところであるが、一部の大手事業者において、指定管理業務の継続が困難になったとして、指定管理者からの申出により指定が取り消された状況も見受けられ、留意が必要である。

——参考文献——

- 1) 板垣勝彦(2019)「指定管理者制度15年の法的検証」横浜法学28(1),pp27-56
- 2) 太田秀也(2018)「買物客等による放置自転車の実態及び対策に関する研究」計画行政41(1),pp55-63
- 3) 太田秀也(2019)「駐輪場の整備・機能更新の実態と課題」麗澤経済研究26巻, pp36-45
- 4) 国土交通省(総合政策局総務課交通安全対策室)(2020)「駅周辺における放置自転車等の実態調査の集計結果」

- 5) 古倉宗治 (2014) 『実践する自転車まちづくり』
学芸出版社
- 6) 総務省 (2019) 「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果 (令和元年5月17日公表)」